



11月は、 スローライフ月間です

〈テーマ〉～天山(やま)から有明海(うみ)へ水つむぎ～

【提供先・問合せ】企画課 市民協働推進係 (牛津庁舎)

担当 森永・熊谷 ☎63-8803 FAX63-8808

e-mail kikaku@city.ogi.lg.jp

市では、平成19年度にスローライフ小城の会との協働により、「小城流スローライフプラン」を策定し、その推進を図ってきました。本年度も、11月をスローライフ月間とし、地域資源の豊富さとその良さに気づき、それらを活用した事業を取りまとめ、スローライフ月間事業として広報紙を作成し発信したいと思えます。

＜募集事項＞

①スローライフをコンセプトとした事業の開催情報

開催予定の団体等の方は、イベント名・日程(時間)・場所・内容・主催者・問合せ先などの情報をお寄せください。

②小城のおにぎり“おぎにり”レシピ募集!

あなたが考える小城市でできるおにぎりの材料を教えてください。名称、作り方や材料、創作におけるPRなどを記入の上、提出ください。

「おぎにりの定義」

1. 小城の食の豊かさを感じるもの
2. 小城市内の食材で作る。
3. 心を込めて手で握る。

◆提出方法⇒FAX、メール可

◆提出期限⇒9月22日(水)

◆提出様式⇒各庁舎窓口、公民館、図書館に設置します。(HPにも掲載しています。)

※提出していただきましたレシピについては、小城市に帰属します。



また、今年にはスローライフ月間のシンボルイベントとして健康増進課と連携し、「小城流スローライフ 小城食育まつり」おいしい「和」食で育む心と体「をテーマに「食」スローフード」に視点を置き実施します。詳しくは、市報「さくら」でお知らせします。また、左記の情報を募集しています。情報をお寄せください。

スローライフとは：…スピードや効率性も大切であると認めながらも、左記のような価値観の変化で、新しい暮らし方をつくりあげ、生活の質を高めようというもの。これまで見過ごしていたことの中にある良さに気づく

- ・地域の自然・歴史・伝統・文化・食を大切に暮らすなど

子ども手当の申請はお済みですか？

本年4月から子ども手当制度が始まりましたが、子ども手当の対象者が4月分から支給を受けるためには、平成22年9月30日までにお住まいの市区町村に申請することとなります。

平成22年10月以降に申請された場合は、申請月の翌月分からの支給となり、4月分から申請月分までの子ども手当の支給を受けることができなくなりますので、お早めの手続きをお願いします。

◆受付場所

こども課(小城庁舎2階)

※所得制限等で児童手当を受給されていなかった方や、平成22年度において中学校2・3年生の児童がいて申請手続きをされていない方が対象となります。

【問合せ】こども課

子育て支援係(小城庁舎)
担当 水田

☎73-88221



9月21日～30日秋の交通安全県民運動

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

【問合せ】 総務課 消防交通係 担当 柳川・三ツ家 ☎63-8818

秋の交通安全県民運動では、交通事故死者数の全体に占める高齢者の割合が年々増加し、約半数となっている高齢者の交通事故情勢に的確に対処するため、「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の3点を重点目標としています。

重点目標

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進)

②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

交通事故を防ぐための心がけ

【道路を横断するとき】

- ①少し遠回りでも、横断歩道や歩道橋を利用する。
- ②近くに横断歩道がないときは、できるだけ見通しの良い場所を横断する。
- ③信号が点滅している時は、無理して渡らず、次の信号を待つ。

【自転車を利用するとき】

- ①路上の障害物や駐車車両などの脇を通る際は、急にドアが開かないか、後ろから車が来ていないか注意する。
- ②信号機のない交差点などで右折する時は、二段階右折をする。
- ③夕暮れ時は、早めのライト点灯をする。

【車を運転するとき】

- ①6歳以下のお子さんには、チャイルドシートを、年長のお子さんには全席シートベルトの着用を心がける。
- ②歩行中や自転車乗用中の高齢者や児童を見かけたら、スピードを緩め間隔をとるなど注意をしながら運転しましょう。
- ③見通しの悪い交差点や公園の近くでは、急な飛び出しの危険があるため、制限速度を守り、時には十分に減速して、危険にそなえましょう。



※13歳未満の児童には、自転車乗用中ヘルメットを着用させる努力義務があります。

付加年金制度をご存知ですか？

付加年金とは国民年金の第一号被保険者（及び任意加入被保険者）の方が加入できる制度です。

月々の定額保険料に月額400円の付加保険料を納めると老齢基礎年金に次の式で計算した金額が加算されます。

<付加年金額>

$$= 200円 \times \text{付加保険料納付月数}$$
【例】
 付加保険料（月額400円）を1年間（4,800円）納めると65歳から老齢基礎年金の受給額が年間で2,400円増額され、生涯受け取れます。

ただし、次に該当する方は、付加年金を納めることができません。

- ・ 第三号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者に扶養されている配偶者の方）
- ・ 国民年金保険料の免除申請を受けている方

・ 国民年金基金に加入されている方

付加年金加入を希望される場合は届出が必要です

◆申請場所

各庁舎総合窓口又は小城市舎国保年金課

◆申請に必要なもの 印鑑

【問合せ】国保年金課

（小城市舎）

担当 古川・岩本

☎73-8802

訪問指導看護師募集



市では、国民健康保険被保険者に対して、適切な受診方法や健康づくりについて、訪問指導を行っていただく看護師を募集します。

- 1、雇用条件
- 雇用期間
平成22年10月1日～平成23年3月31日

◆勤務日数 月10日以内

◆勤務時間（原則）

8時30分～17時15分

◆勤務日 月曜日～金曜日

◆賃金 月額 7,000円

※支給日 翌月15日

◆必要な資格

看護師・自動車運転免許

2、申込方法

次の書類を郵送、または小城市舎国保年金課までお持ちください。

- ・ 市販の履歴書（顔写真付）
- ・ 必要な資格を証明する書類の写し

3、申込〆切 9月17日（金）

4、選考方法

書類選考及び面接
 ※面接日時は申込者に通知します。

【問合せ】国保年金課

（小城市舎）

担当 坂田・高塚

☎73-8802

芦刈農村環境改善センターを9月末に閉館します

芦刈農村環境改善センター（図書室、多目的ホールを含む）を、地域交流センター（交流ホール、図書室・会議室の充実等）に大規模改修するため、9月末に閉館します。

工事期間中（約1年）は、改善センターが利用できませんので、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。また、改善センター事務室の農業委員会も9月27日（月）から芦刈庁舎1階に引越します。



【問合せ】都市整備推進室

（芦刈庁舎） 担当 田中

☎63-8826

●まちの話題

三日月町ミニバレーボールリーグ戦

5月18日（火）から6月29日（火）まで「第30回三日月町ミニバレーボールリーグ戦」が開催され、熱戦が繰り広げられました。

1部 優勝 大寺Aチーム



2部 優勝 五条チーム



3部 優勝 袴田チーム

